

## 令和4年度第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月5日（火）13時25分～14時25分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件  
議案第3号 第3回総会保留案件の審査について  
議案第4号 農業経営改善計画について  
議案第5号 青年等就農計画について  
議案第6号 農用地利用集積計画について
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件  
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件  
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 5件
5. 出席委員 14名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、  
10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、  
15番日暮俊雄
6. 欠席委員 1名  
9番篠崎輝武
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第4回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。  
初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、10番戸田委員と11番吉井委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。  
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。  
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので議事の進行にご協力をお願いいたします。  
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご

遠慮いただくようお願いいたします。

それでは、審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、6議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、2件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、4件、議案第3号、第3回総会保留案件の審査について、議案第4号、農業経営改善計画について、議案第5号、青年等就農計画について、議案第6号、農用地利用集積計画について、利用権設定が14件、所有権移転が1件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年6月28日午前9時より、2班の岩柳委員、川野委員、農宮委員、吉井委員、日暮委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、日暮委員より意見発表をお願いいたします。

15番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、田中字柚ノ木の畑1筆、247平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業機械もなく農業に従事する時間もないため、譲受人は当該農地が現在所有する田の隣接であり自宅から近く利便性があるためです。営農計画においては、いちごの作付けを予定しています。6月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に申請番号2につきまして、吉井委員より意見発表をお願いいたします。

11番　番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、関内字鶴舞の畑2筆、宮字綿戸の畑2筆、田3筆、合計7筆4、155平方メートルの農地です。申請者は兄弟で、請理由は、譲渡人の兄は農業を縮小し、譲受人の弟は農地を集約するためです。6月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局　議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、JR福俵駅の北西、約

1. 2キロメートルに位置しています。譲渡人は市外に居住し、耕作できないため、申請地近くに居住し、隣接地を所有する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、兄弟間の贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、関内のJA斎場の西、約150メートルに2筆と宮の公民館の南東、約400メートルに5筆が位置しています。譲受人は、現在借入にて耕作しておりますが、今後農地を集約していきたい意向があることから、兄である譲渡人所有の農地を譲り受けることになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、1番大木委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

(大木委員退室)

議長 再開します。それでは、申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いいたします。

7番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、押堀字餅飯谷の田242平方メートルの農地です。転用の目的は、駐車場4区画です。寺の駐車場がなく、道路に停めていたりしていましたが、隣接土地所有者の方に譲って頂けることになり駐車場として便利なこと、予算内で済むことにより計画したものです。山砂により埋立て、隣接農地への被害防除対策についてはL型擁壁とします。また、排水については、雨水は自然浸透で宅地内に処理します。通行人や車両に十分注意して工事を行うとのことであり、申請に必要な書

類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号2及び3につきまして、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6番 番号2及び3について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字新地の田畑合計1,091平方メートルの農地です。転用目的は、建売分譲住宅5棟です。排水は、雨水については地下浸透、汚水については小型合併浄化槽で処理後、新設側溝を経て既設排水路へ放流します。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号4につきまして、川野委員より意見発表をお願いいたします。

6番 番号4について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字新地の畑458平方メートルの農地です。転用目的は、専用住宅1棟の建築です。隣接農地への被害防除対策については、住宅建築工事中は、資材の飛散防止ネットを活用します。また、隣地より一定の距離を確保して建築し延焼を防止します。排水は、雨水については地下浸透、汚水については小型合併浄化槽で処理後、既設排水路へ放流します。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、押堀の消防機庫に隣接しています。転用の目的は、駐車場用地です。立地基準につきましては、申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2及び3は、同一事業のため一括して説明いたします。本件は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北東、約600メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲5棟の用地です。立地基準につきましては、申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。なお、隣接地につきましては、客土により畑として利用するため、軽微な農地改良の届出書が同時に提出されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北東、約450メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから、

第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(大木委員入室)

議 長 再開します。

次に議案第3号、第3回総会保留案件の審査に入ります。

はじめに、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、第3回総会保留案件の審査についてでございますが、審査の前に、本件申請に係る経緯について、ご説明させていただきます。お配りいたしました資料をご覧ください。

本件につきましては、当初、5月25日の受付締切時点において、営農型太陽光発電設備の設置に伴い、3条の「賃借権設定」と「区分地上権設定」、5条の「一時転用許可」について、発電設備の場所ごとにそれぞれ11件ずつ提出されたものでございます。11件の内訳は、水田に係るものが7件、畑に係るものが4件でございます。この11件につきましては、5月27日に1班の委員さんにより現地調査を行いました。この11件については、優良農地であり、転用には反対との意見を頂戴いたしました。このため、5月30日に意見発表を担当した細谷委員と27日に欠席された斉藤委員、及び地元正気地区の岩柳委員と板倉委員で再度現地を確認していただきました。皆さん同様に、水田の転用は反対とのことでしたので、翌6月1日に申請代理人に、現地を確認した全ての委員が水田に係る申請に反対している旨を伝えました。これを受けて、6月3日の午後に申請代理人が来庁し、申請者と協議した結果、水田に係る7件を取下げるとの申し出がありました。そこで、現地調査に出席した委員さんに、

水田に係る申請7件が取下げとなったことをお伝えし、総会資料の修正を行いました。6月6日の総会では、畑に係る申請4件の審査をお願いいたしましたが、審査の結果、継続審査となり、総会の結果を6月7日に代理人に伝えました。その後、6月20日に代理人から計画見直しのため、更に1件の取下げの申し出がありましたので、本日は3件の審査をお願いするものでございます。

なお、事務局の不手際で、細谷委員さんにお渡しした資料の訂正ができていなかったため、総会での意見発表の際、内容に齟齬が生じてしまいました。

また、申請の経緯が不明なまま、ご審議をお願いしたため、混乱を招くこととなり、誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなことが無いよう注意して事務を進めて参りますので、引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見発表をお願いします。岩柳委員、お願いいたします。

3 番 番号1から3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃貸借権設定の申請です。申請地は、宿字南原、申新田の畑8筆、3, 174平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は法人で専門的に営農するため、譲受人は農業経営を効率化するためです。営農計画は、落花生、榊の作付けを予定しています。6月28日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可となり得ると判断します。

続きまして、番号4から6について説明します。本件は、農地法第3条の区分地上権設定の申請です。申請地は、宿字南原、申新田の畑7筆、2, 689平方メートルの農地です。申請理由は、営農型太陽光発電設備の区分地上権設定のためです。6月28日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可となり得ると判断します。

続きまして、番号7から9について説明します。農地法第5条の規定による一時転用の申請です。申請地は、宿字南原、申新田の畑7筆、2, 689平方メートルの農地で、その内転用の対象となるのは、支柱部分の合計面積1.017平方メートルです。申請理由は、営農型太陽光発電設備の設置のためです。隣接地の草木により太陽光がパネルに当たらないため、隣接地所有者の同意のもと、申請地と共に草木を伐採し整地しております。農作業をするためフェンスは設置しないとのことです。6月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。両総土地改良区の同意書も有り、申請に必要な書類も全て整っており、許可となり得ると判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 細谷委員。

4 番 今、地元の委員さんから発表がありました。最初からこういうことであれば、許可も有り得るんですけども、あまりにも最初、田んぼを埋めてソーラーをやる、とんでもない話しです。できれば、最低この件について始末書、これから地元委員としては、よく営農を監視していただきたいと思います。以上です。

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 今、細谷委員さんよりお話しがありました始末書でございますけども、こちらは田んぼの方の申請をしたことに対する始末書として解釈してよろしいのでしょうか。

4 番 はい、そうです。

事務局 内容については、今確認させていただきましたので、その旨を申請者に話しをしたいと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

4 番 あの、書類だけでは分からないことがたまに出で参りますので、担当委員は書類を見た上で、最低確認をしていただきたいと思います。普通の場合はほとんど見れば異議なしで通る案件でございますけども、この案件に関しては、非常識な田んぼのものが出来まして、それで規模をだいぶ縮小してきましたから、許可になり得る案件でございますけども、これからもこういう形のものに関しては、特に地元の農業委員さんには営農、またこの先もよく確認していただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

10 番 ちょっといいですか。

議 長 戸田委員。

10 番 始末書というのは、事前に工事を始めてしまって何かやった場合に対して書くもので、何もしないうちに始末書だ始末書だということは、おかしいんじゃないですか。

4 番 あの、総会議案に事務局に届けた時点でもう始まっております。そこでもうやはり世間一般に見て、だめなものは本当にもう誰が見てもだめなんですけど、それに対して善意があれば、そのくらいのことをして私は当たり前だと思います。以上です。

13番 はい、いいですか。

議長 市原委員。

13番 案件を取下げた段階で、始末書の件は無くなってないですか。今回は始末書は無くても問題ないかと思うんですけど。

議長 事務局、どうですか。

事務局 いろいろお考えがあろうかと思いますが、事務局としましては、こういう話があったということは、申請者に伝えなければと思っております。ただ、申請者からすれば、市原委員さんからお話しのあった考え方だということであれば、たぶんそれは頂けないのかなということもあるかと思えます。先方の考え方もありますので、確認した上で対応させていただきたいと思えます。

議長 細谷委員、それでよろしいでしょうか。

4番 はい、よろしく申し上げます。

議長 他にございますでしょうか。

6番 はい。

議長 川野委員。

6番 これは、許可が出る前に隣接地権者の同意書が必要なんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 農地転用の申請におきましては、隣接地権者の同意書までは求めておりません。ただし、耕作者がいる場合には、その方に対する説明と、その方がどういう意見をおっしゃったかということを経営計画書の中に記載することになっています。

6番 私の方でも太陽光発電施設の話が出たんですけど、近隣の方々がだめだということで申請は出さなかったんですよ。営農型太陽光がいいとか悪いとかの判断は、農業委員会での農業委員の判断だけに限られてしまうんですかね。

事務局 一時転用の許可申請の分は、県に進達しますので、県が許可基準に照らし合わせて許可になるか不許可になるか判断することになります。ただ、農業委員会としての意見というのは、みなさんの総意といことであれば、その意見をもって県に進達すると

いうことで事務局は考えています。

3番 はい。

議長 岩柳委員。

3番 近隣の反対意見は出ていないようで、近隣に説明もしているようです。以上です。

議長 他にございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。議案第3号、第3回総会保留案件について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 れでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求められた案件は再認定1件でございます。資料をご覧ください。こちらは求名の方です。営農類型は施設野菜サラダ菜です。主な改善計画についてですが、根腐れ病や病害虫による収量低下を抑え、収量の回復を目指します。また、設備の改修を含め改善し、安定生産を図り、低コスト化や雇用の確保により労働生産性を向上させ、販売先の開拓を図るものです。これらにより、5年後の年間労働所得530万円以上、年間労働時間2,000時間以内の実現を目指す、というものです。以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますのでご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に議案第5号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。資料をご覧ください。こちらは青年就農計画の申請です。北之幸谷の方です。営農類型は露地野菜です。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大による所得増加を目指す計画です。以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっておることをお伝えします。以上、ご審議をよろしく願いたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第6号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、11番吉井委員は退室をお願いいたします。  
一時休憩します。

(吉井委員退室)

議 長 再開します。  
農政課より説明願います。

農政課 議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第7次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第7次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定14件、面積合計62,104平方メートル、内訳、3年3件、面積合計3,957平方メートル、5年1件、面積合計17,747平方メートル、10年10件、面積合計40,400平方メートルです。所有権の移転1件、面積合計1

、846平方メートルです。1ページが3年の利用権設定管理台帳で2ページから4ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は更新で押堀の農業者へ貸付となっております。2番は新規で田中の認定農業者へ貸付です。3番は更新で丹尾の農業者へ貸付です。5ページが10年の利用権設定管理台帳で6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で滝沢の認定農業者へ貸付となっております。7ページが5年の中間管理機構を通しての利用権設定管理台帳で8ページから10ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で荒生の認定農業者へ貸付となっております。11ページから12ページが10年の中間管理機構を通しての利用権設定管理台帳で13ページから34ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2番は新規で東中の認定農業者へ貸付となっております。3番は新規で東中の農業者へ貸付です。4番は新規、5番は更新で同じ北之幸谷の認定農業者へ貸付です。6番は新規で北之幸谷の認定農業者へ貸付です。7番は新規、8番、9番、10番は更新で同じ荒生の認定農業者へ貸付です。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は35ページから39ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが40ページのとおりです。41ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、42ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。贈与による所有権移転となっております。所有権移転を受ける方については下谷の農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第6号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(吉井委員入室)

議 長 再開します。  
次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は2件で、いずれも相続により所有権を取得したものです。斡旋の希望は有りません。

13ページをお願いします。報告第2号「軽微な農地改良の届出について」です。先ほどご審議いただきました5条の申請番号2と3に関連して提出されたものです。

14ページをお願いします。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は4件で、いずれも賃借権を双方合意にて解約したものです。

15ページをお願いします。報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。5件の照会があり、現地調査を6月9日と6月23日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和4年7月5日